# 大阪地域森林計画書

(大阪森林計画区)

計画期間

自 2025年(令和 7 年) 4月 1日

至 2035年(令和17年) 3月31日

第1回変更 令和 8年 月 日作成

(令和7年1月6日大阪府告示第12号)

大 阪 府

## 目次

II	計画事項	12
第1	計画の対象とする森林の区域	12

## Ⅱ 計画事項

## Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

区分	面積	
総数	53, 938 <b>53, 828</b>	単位 : h a
豊中市	2	河内長野市 7,309
池田市	543	松原市 -
箕面市	1,838	羽曳野市 246
豊能町	2, 185	藤井寺市 -
能勢町	<del>7, 665</del> <b>7, 659</b>	大阪狭山市 -
吹田市	2	太子町 515
高槻市	4, 475 <b>4, 472</b>	河南町 1,204
茨木市	2, 483 <b>2, 394</b>	千早赤阪村 2,960
摂津市	-	堺市 388
島本町	971	岸和田市 1,859
守口市	-	泉大津市 -
枚方市	443	貝塚市 1,760
八尾市	482	泉佐野市 1,962
寝屋川市	9	和泉市 2,924 2,914
大東市	281	高石市 -
柏原市	714	泉南市 2,227
門真市	-	阪南市 1,686
東大阪市	1,007	忠岡町 -
四條畷市	733	熊取町 439
交野市	960	田尻町 -
大阪市	-	岬町 3,418
富田林市	245	

### 注 1

大阪地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

#### 注 2

本計画の対象森林は、森林法第10条の2の規定に基づく林地開発行為の許可制、同法第10条の7の2の規定に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出及び同法第10条の8の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。(森林法第10条の2の規定に基づく林地開発行為の許可制については、保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、森林法第10条の8の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制については、保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)

### 注 3

森林計画図の縦覧場所

(全域)

大阪市住之江区南港北1-14-16 (大阪府咲洲庁舎 22 階) 大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課

(吹田市、茨木市、高槻市、摂津市、島本町、箕面市、池田市、豊中市、能勢町、豊能町) 茨木市中穂積1-3-43(大阪府三島府民センタービル内) 大阪府北部農と緑の総合事務所

(枚方市、交野市、四條畷市、大東市、寝屋川市、守口市、 門真市、東大阪市、八尾市、柏原市、大阪市) 八尾市荘内町 2 - 1 - 36 (大阪府中河内府民センタービル内) 大阪府中部農と緑の総合事務所

(松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、河内長野市) 富田林市寿町2-6-1 (大阪府南河内府民センタービル内) 大阪府南河内農と緑の総合事務所

(和泉市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、 貝塚市、泉佐野市、泉南市、熊取町、田尻町、阪南市、 岬町)

岸和田市野田町3-13-2 (大阪府泉南府民センタービル内) 大阪府泉州農と緑の総合事務所

注4 0は小数点以下四捨五入による。

注5 総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。